

第2章 市民協働のまちづくり

1 協働とは

環境や考え方が異なるものが、それぞれの特性を活かし、共通の目的のために、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、対等な立場で連携・協力していくことをいいます。

特に、市民協働とは、市民※と行政が良きパートナーとして、それぞれの力を活かしながら「まちづくり」という共通の目的をもって、地域の課題を解決することをいいます。

市民※：市民、地域、NPO法人等の団体、企業など

2 協働の意義

市民ニーズがより一層多様化・高度化する中、これまで行政主導型であった公共サービスについては、市民と行政がお互いの役割と責任を明確にし、最適なサービスを提供するための仕組みづくりが求められています。

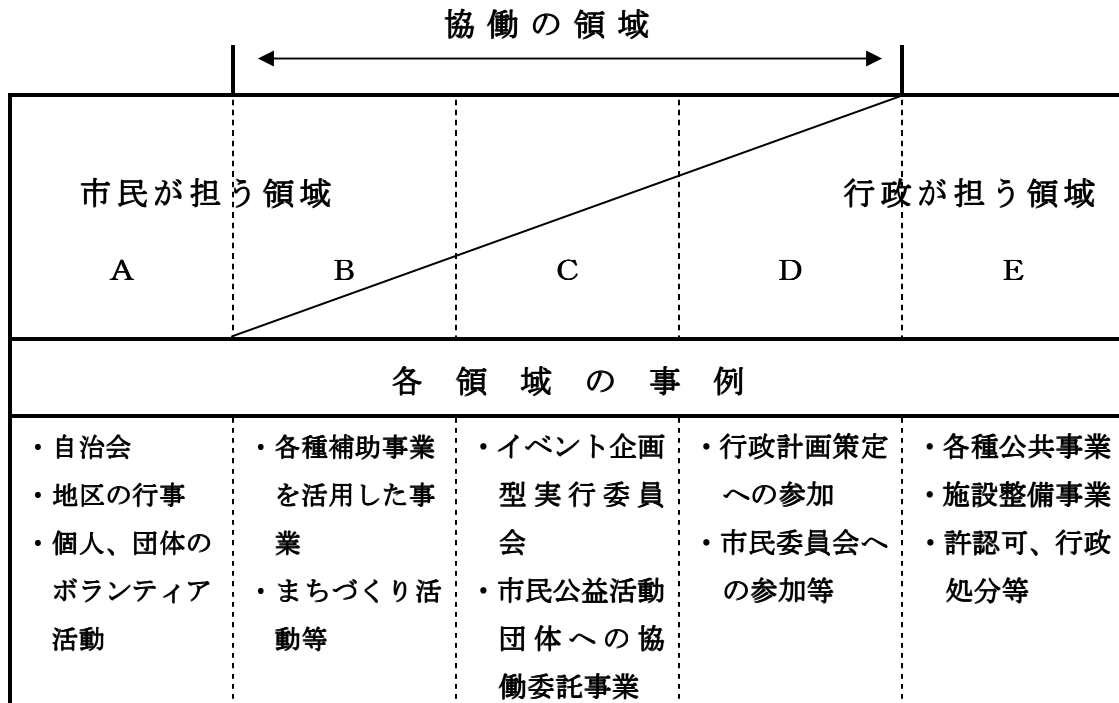
この新しい公共サービスを担う市民の活動は、特に重要であり、次のような社会的意義があると考えます。

- (1) 公共サービスの新たな担い手として、市民の多様なニーズに先駆的で、かつ迅速、柔軟に対応し、多種多様なサービスを提供することができる。
- (2) 市民自らが地域の課題を解決し、実践を通じた地域自治の実現が図られる。
- (3) これまで地域コミュニティづくりを担ってきた自治会等の地縁団体と、いわゆるテーマ型のNPO法人や市民活動団体が、それぞれの特性を活かし連携・協力することにより、地域コミュニティの一層の活性化を図ることができる。
- (4) 市民の社会参加を通じて、地域における新たな自己実現や社会貢献、交流の場を創出することができる。

今後は、その役割分担によって、単なる行政への参加ではなく、それぞれの資源や能力等を活かした協働を進めていくことが重要です。

3 協働の領域

市民と行政の協働領域



A：市民の責任と主体性によって行う領域

B：市民の主体性のものに行政の協力のよって行う領域

C：市民と行政がそれぞれの主体性のもとに行う領域

D：市民の協力を得ながら行政の主体性のもとに行う領域

E：行政の責任と主体性によって行う領域

協働の領域

協働は目的でなく手段

協働は、それ自体が目的ではなく、「市民主体のまちづくりや住民により良いサービスを提供するための取り組み手法のひとつ」です。

日南市が行う事業の中には、市が単独で実施した方が効果的なものもあります。

また、逆にパートナーが独自に行った方が効果的な事業もあり、市の関わり方に留意する必要があります。

そのことを十分踏まえたうえで、協働を進めていくことが必要です。

4 協働の基本ルール

協働を進めるうえで、市民と行政は、一方へ依存することなく協働の領域を十分に認識しながら、対等な関係で役割分担を行い、より良いパートナーシップを築いていく必要があります。

そこで、次の基本ルールに基づき協働のまちづくりを推進するものとします。

(1) 対等・相互理解

市民と行政は、対等な立場に立ち相互に特性や違いを理解し、それぞれ役割を担い、相互に補完しながら自立した活動を行っていきます。

(2) 自主性・主体性の尊重

市民は、これまでも自らの意思と責任において諸活動を実施し、本市のまちづくりを支えています。行政は、このような市民の自主性・主体性を尊重し、今後も相互に協力して進めていきます。

(3) 目的の共有

市民と行政は、協働で行う事業の目的を共有し、その事業で達成する目標を共有していきます。

(4) 情報公開・透明性の確保

協働事業を進める際には、その過程や内容を開示し、公開性と透明性を確保していきます。

(5) 期限の明確化

協働事業は、終了時期を明確にし、相互に確認を行っていきます。

(6) 評価の実施

協働事業は、相互に協働の成果を評価・検証し、明らかになった課題を次の協働に活かしていきます。

